

イタリアの地方自治関係資料改訂に係る 翻訳委託仕様書

I 業務委託の目的

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所（以下「クレアパリ」という。）は、「イタリアの地方自治」（平成 16 年 3 月同協会発行）の参考資料として、イタリアの地方自治制度に関するイタリア語資料の翻訳を委託する。

業務委託の受託者（以下、「受託者」という。）は、翻訳にかかる業務を受託し、効率的かつ円滑に実施する。

II 履行期間

契約締結の日から令和 3 年（2021）年 3 月 31 日（水）までとする。

III 業務内容

クレアパリが指定するイタリア語資料（指定文書の PDF ファイル全体量（指定外の部分も含む）の 2～3 倍の文書量を想定）を日本語に翻訳する業務

※ 翻訳においては、平成 16 年 3 月に編集・発行された「イタリアの地方自治」を参照し、専門用語の日本語訳の統一性に留意すること。また、専門用語については、括弧書きで原語を併記すること。

IV 支払い

受託者からの成果物提出後、クレアパリは履行確認の上、精算払いを行う。

V その他

- （1）業務に必要なデータは書面または電子データで提供する。なお、クレアパリから提供するデータについては、業務委託の目的の範囲内でのみ使用し、許可なく複写・複製、及び外部への持ち出しを禁ずる。
- （2）業務の性質上再委託をすることがやむを得ない場合には、クレアパリの事前承認を条件に再委託を認める。業務の再委託が予定されている場合は、企画提案書に、その再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記入すること。
- （3）実施する業務内容の変更や一部中止等に伴い仕様、数量等が変更となった場合、受託者は柔軟に対応するとともに、クレアパリと協議のうえ、変更契約を締結すること。
- （4）本業務の成果物の著作権はクレアパリに帰属する。
- （5）仕様書に沿った手配がなされていない等の受託者側の不適切な対応が原因で、本事業の運営に何らかの支障が生じるとクレアパリが判断した場合には、受託者の責任において速やかに改善を図ること。また、改善が認められない場合には、契約の一部または全部を解除し、損害賠償を請求する。なお、このために必要な追加経費は、クレアパリ

は、一切負担しない。

- (6) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、または本仕様書に明記のない事項については、クエアパリと受託者で協議を行い、決定・解決するものとする。